令和８年度第５回愛媛地方最低賃金審議会　議事録

日時

令和８年９月８日（火）12：56～13：40

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本会長、井上会長代理、五領田委員、園田委員
労働者代表委員
　高橋委員、竹箇平委員、野村委員
使用者代表委員
　阿部委員、小池委員、村上委員
事務局
　丹羽愛媛労働局長、沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、
　河端賃金係長

議題

１　開　会
２　愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
３　その他
４　閉　会

議事

○賃金室長
　本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
　本日は、公益代表の武井委員、労働者代表の寺田委員、長岡委員、使用者代表の武内委員、西岡委員が欠席されておりますが、10名の委員の皆様に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。
　それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

○森本会長

ただ今から、第５回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いいたします。
それでは、議事次第により議事を進めます。
議事項番２「愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長
資料１ページの資料№.１は、前回の８月 21 日の本審でいただきました令和８年の愛媛県最低賃金の改正決定に関する愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長あて答申の写しです。
資料５ページの資料№.２は、「愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示」の写しです。
先に紹介しました愛媛地方最低賃金審議会の答申に意見があるものは、９月７日までに愛媛労働局長に対し、異議の内容及び理由を記載した「異議申出書」を提出するよう示されております。この公示は、８月 21 日に愛媛労働局の掲示板に掲示しておりました。
期日までに７通の異議申出書の提出がありました。資料７ページ以降の資料№.３はその写しです。
事務局で点検しましたところ、それぞれ申出者の要件を満たしており、「異議の内容」と「理由」が示されておりました。
各側の委員の代表となる皆様には、昨日までに、これらの「異議申出書」を提供させていただいたところでございます。
ここで、その申出の異議内容を御紹介させていただきます。
西条周桑地域労働組合連絡協議会
愛媛県最低賃金１時間当たり 60 円増の 1,093 円について、引き上げ額は目安プラス４円となっているが、発効日を 11 月１日に先送りしており、相次ぐ物価高騰の中で生活できる最低賃金とはいえず、少なくとも 1,700 円以上にするとともに、速やかな発効を求める。あわせて全国一律最低賃金への法改正を求めるもの。
理由については、異議申立書に記載のとおりです。
愛媛県教職員組合
2026 年度の愛媛県最低賃金 1,093 円については、不服であり、改定時期の先延ばしについても、不服としており、愛媛県最低賃金として、1,700 円を要求するもの。
理由については、異議申立書に記載のとおりです。
愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会
発効日等について、国の制度改善が必要であること、農家・中小事業者に対する国の

賃金改善支援策は、きわめて不十分であること、地方から都市部へ流出防止のための最低賃金の全国格差縮小、全国一律最低賃金制を求めるもの。

詳細は、異議申立書に記載のとおりです。

愛媛地方労働組合連合会青年部

異議申し立てを行う争点は、愛媛地方最低賃金審議会が行った 60 円引き上げの 1,093 円とする答申は憲法第 25 条及び労働基準法第１条第１項にある「人たるに値する生活できる水準」には遠く及ばず、さまざまな物価が高騰しているもとで、特に非正規労働者は影響が大きく、生活も脅かされ続けており、最低賃金法第１条の目的からも、８月 21 日に答申された 1,093 円が「労働者の安全と命」、「労働者の生活と安定」や「人間として生きる水準」の審議が尽くされたかどうか今一度確認し、答申額を再審議いただきたいとして、答申に対する異議申し立てを行うもの。

詳細については、異議申立書に記載のとおりです。

日本自治体労働組合総連合愛媛県本部

愛媛地方最低賃金審議会の答申である 60 円引き上げ改定について、答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」、生活費からすれば労働者・家計を守るには不十分であること、愛媛地方最低賃金審議会「独自の最低賃金」の検討を求めること、今回の最低賃金額の答申が、生活が困窮する最賃近傍の労働者に報いるものとなるよう再検討を求めるもの。

詳細については、異議申立書に記載のとおりです。

愛媛地方労働組合連合会

時間額 1,093 円、発効日を 11 月１日の指定日発効とする答申について、最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の精神からいえば、発効日を遅らせることは許されず、法定発効を求めるもの。

詳細については、異議申立書に記載のとおりです。

コープえひめ労働組合

愛媛地方最低賃金を昨年比 60 円増の 1,093 円とした答申について、

１　発効日 11 月１日の見直しを求める。

２　最低賃金引上げと同時に、政府・厚生労働省・各自治体が企業・小規模事業所への今以上の有効な支援策を強化・充実させることと、「年収の壁」の見直しを愛媛地方最低賃金審議会として要請すること。

理由については、異議申立書に記載のとおりです。

以上、７通の異議申立書については、最低賃金法第 12 条に基づく異議の申出として受理しましたので、同法第 11 条第３項により、この申出について愛媛労働局長から、愛媛地方最低賃金審議会会長に対して意見を求めることとなりました。

説明は以上でございます。

○森本会長
　ただ今の説明について、何か御質問等はございませんか。

　（発言なし）

○賃金室長
　それでは、愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、愛媛労働局長から会長あてに諮問いたします。

　（局長から会長へ諮問文を手交）
　（諮問文の写しを各委員に配布）

○森本会長
　それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

　（賃金指導官が諮問文を朗読）

○森本会長
　愛媛労働局長から、異議申立てに基づく諮問を受けましたので、ただ今から審議を行います。
　審議の前に各側で分かれて協議する時間が必要かどうかお伺いしますが、いかがいたしましょうか。

　（労使双方とも個別協議の必要なし）

○森本会長
　それでは、令和８年８月 21 日付け愛媛労働局一般公示第 11 号で公示されました愛媛地方最低賃金審議会の意見に対して提出されました異議につきまして、労使各側から御意見をお伺いします。
　まず、労働者側の委員からお願いします。

○竹箇平委員
　労働者側を代表して、私、竹箇平から意見を述べさせていただきます。
　まず、先ほどの異議申立ての内容については、労働者の想いとして我々としても理解できるところであります。
　ここ数年、食料品や光熱費、日用品など、生活に直結する物価の上昇が続いており、

最低賃金近傍で働く労働者ほど、その影響を強く受けています。賃金が引き上げられても、物価上昇によって実質的な生活水準が十分に改善されない状況にあり、労働者の生活は依然として厳しいものがあるのは御承知のとおりです。

また、企業において一定の利益が確保されている一方で、その利益や生産性向上の成果が労働者の賃金に十分還元されているとは言い難い状況もあります。こうした実態を踏まえれば、労働者側としては、今回の 1,093 円という水準を決して十分なものとは考えておらず、今後も継続的な引上げが必要であると認識しています。さらに、政府が 2030 年代前半のできる限り早期に全国加重平均 1,500 円を目指すとの方向性を示していることを踏まえ、今回の審議会において「愛媛ビジョン」を新たに掲げ、公労使で共有出来たことは今後の道筋の一つとして捉える必要があります。

一方で、今回の審議においては、愛媛県の労働力確保という観点も重視して議論しました。愛媛県では人口減少や若年層の県外流出に加え、労働力の確保が一層困難になっています。最低賃金の水準が近隣県より低ければ、より高い賃金を求めて労働者が県外へ流出することにもつながります。特に隣県である香川県を上回る水準を確保することは、愛媛県内の企業が人材を確保するうえで非常に強いメッセージとなります。また、瀬戸内経済圏としてのつながりの深い広島県、岡山県などに追随し、愛媛県としても着実に賃金水準を引き上げていくことが、地域経済の持続性という観点からも重要であると考えています。

今回の審議では、物価高への対応や労働者の生活実態など、労働者側が主張してきた内容について一定程度尊重いただいたものと受け止めています。また、発効日についても、法定発効を前提として議論していましたが、11 月 1 日の指定日発効とされたことについては、昨年同様に影響率が 30%を超え、中小・零細企業が給与計算や就業規則の変更など、賃金改定に伴う準備・対応を行うための一定期間が必要であり、昨年のような発効時期の大幅な後ろ倒しではないことを踏まえ、一定の理解をするものであります。

以上を総合的に勘案し、1,093 円を十分な水準と評価したものではありませんが、労働者側の主張が一定程度反映されたこと、近隣県との賃金水準、人材確保の必要性、発効時期などを踏まえ、労働者側として公益案に賛成したものであります。

したがって、異議申出の趣旨については理解するものの、再審議を行ったとしても、今回の結審額からさらに大幅な金額改定を行うことは困難であると考えます。加えて、再審議によって発効日がさらに遅れることは、物価高に苦しむ労働者にとって不利益となります。

以上のことから、今回の公益案を尊重し、再審議を行うことなく、11 月 1 日の発効に向けて手続きを進めていただきたいと考えます。そして、1,093 円を到達点とするのではなく、今後も愛媛県で働く労働者の生活実態や物価動向、地域間格差、人材確保の状況、また、本日の異議審で提起されました内容も参考とし、さらなる最低賃金の引上げに取り組んでいく必要があると考えます。

労働者側からは、以上です。

○森本会長
ありがとうございました。労働者側で他の御意見等ございましたらお願いします。

（発言なし）

○森本会長
次に、使用者側の委員から御意見お願いします。

○村上委員
それでは、私、村上から説明させていただきます。
異議申し立ての内容を確認したところ、中心となる意見は、答申額の 1,093 円では今般の物価高には対応できず、労働者が生活できる水準からみて不十分なので見直すべきということと、発効日の 11 月１日はわずかな期間であっても引き上げ効果を減じるので、すみやかな発効を求めるという２点のことだと理解しております。
これらに対する使用者側の意見は、現答申を変更する必要はないとの考えです。
その理由を述べます。
まず、今回の額に寄せられた意見は、今年の第２回本審での意見陳述や同時に寄せられていた意見書と軌を一にするものですが、地域別最低賃金は全ての使用者に罰則付きで強制されるものですので、使用者側としては昨年度の時給 1,033 円が議論の出発点となります。
最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金と、通常の事業の賃金支払い能力の３要素を考慮して定められなければならないものとされており、今年の審議でも使用者側は、物価の上昇に伴う生計費の上昇は、当然考慮すべき点と捉える一方で、通常の賃金支払い能力を超えた過度の引き上げ負担を事業者が負わないようにすることも併せて考慮すべき重要ポイントと主張して参りました。
そもそも、賃金の引き上げは、売上げ増や生産性の向上といった前向きな理由による業績向上に基づいて実施されるのが本来の姿であり、最低賃金の引き上げ額もそうした賃金の上昇率とパラレルの数値であるべきと考えております。ところが、中央最低賃金審議会の答申では、目安金額そのものが消費者物価指数の上昇率や春闘などでの中小企業の賃金上昇率を超える伸び率でした。
使用者側は、過度な負担かどうかを含め３要素を総合的に表す指標として、賃金改定状況調査結果第４表に代表される中小規模事業者の賃金上昇率こそが、労働者の生活や企業の経営の実態を勘案しながら労使の協議を経て合意された結果であり、労使の都合がかみ合った数値と捉えるのが自然と訴え、審議では根拠に基づく提示を重ねましたが、

更なる歩み寄りを求められた際には目安額そのものを示すしかなくなり、最終的には法の３要素以外の着眼点となる他県の状況も勘案して、目安の 56 円に４円上乗せの 60 円、5.81％引上げとなったわけです。

この額と伸びは、価格転嫁が二極分離の状態のまま継続している中で、思うように労務費を転嫁できず賃上げ原資の確保が難しい規模の小さな事業者には、法定の３要素の一つである支払能力に関し過大な負担を強いるのではないかと心配な数字であることには間違いありません。

専門部会の審議では、他県への若い労働力の流出抑止効果の重視、Ｂランク県として適切な金額水準、Ｃランク県との逆転現象の回避といった観点や、発効日について多少なりとも猶予が認められたことから、使用者側も賛成しましたが、本音を申せば今でも額への不安は拭えないのです。

多角的な視点から公労使の間で真摯に議論を行った上で得られた結論ということで現答申には納得している状況であり、全国の答申の状況を見ましても、目安額に４円プラスしたことで、本県よりも最低賃金額の高い他県との差が着実に縮小するほか、隣県の香川をも１円上回っています。

従いまして、これ以上の引上げは考えられない状況にあります。

なお、発効日の前倒しに関する意見も多く見られますが、現在の指定発効日からは結果的に前倒しにならないために、これも見直す必要はないわけです。

ただ、発効日を後ろ倒しにお願いした経緯について触れさせていただきますと、今回の 5.81％という引上げ率が、春季労使交渉の賃金伸び率や物価上昇率とは乖離した非常に高い伸び率で、影響率も 30.44％と昨年の 30.17％以上の領域に突入しておりまして、給与体系を抜本的に見直したり、資金繰りを精査したりと使用者側は対応が必要になる訳です。

事業業績が伸びない状況下にありまして、最低賃金が引き上げられたからといって、実際の支給額を簡単に引き上げられるわけではありません。

影響率が上回るのに昨年よりも１か月早い今年の 11 月１日の発効は、法定発効日の 10 月 17 日からみると２週間程度の後ろ倒しではありますけれども、事業者が対応するためには、僅かなりとも意味がある猶予でございました。その点感謝しております。

以上です。

○森本会長

ありがとうございました。使用者側で、他に御意見等はございませんか。

（発言なし）

○森本会長

ただ今労働者側委員、使用者側委員、それぞれから御意見をいただきました。御意見を集約しますと、結論としていずれも答申どおりとするべきという御意見でした。

労使双方の御意見を踏まえた公益委員としての見解を述べさせていただきたいと思います。

今回の異議申し立ての内容を確認させていただきましたが、主な内容は、額については答申の 60 円以上の引き上げを求めたいことと、発効日につきましては 11 月１日とした発効日よりも、速やかな発効を求めたいものと理解いたします。

専門部会において、法定３要素である、労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払い能力の各種統計資料と、それらに基づく労使の主張を踏まえて審議した結果、今年度は生計費を重視するとともに、賃上げの効果を非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させていく必要があるとの見解に至りました。

また、愛媛県よりも最低賃金額の高い近隣県との地域間格差を是正し、労働人口の県外流出を防ぐとともに、Ｂランクである愛媛県がＣランクの一部の県を下回っているという逆転現象の解消も重視した結果、中央最低賃金審議会が提示したＢランクの目安額である 56 円に４円を上積みした、引上げ額 60 円、引上げ後の時間額 1,093 円を公益案として提示させていただきました。

発効日につきましては、引上げ額を 60 円とした場合の影響率は 30.44％で、最も高い率となった昨年度の 30.17％をさらに上回ることから、事業者が賃上げに対応するための支援策を活用する時間的猶予も必要と考え、法定発効ではなく、11 月１日を発効日としたものです。

発効日につきましては、公益委員としましても、過度の後ろ倒しは労働者に対する影響も大きいということを考え、昨年度 12 月１日指定日発効としておりましたが、それよりは前倒しということで、公益案をお示しさせていただきました。

本年度の専門部会においては、公労使で真摯に議論を行いました。結果として、労使の歩み寄りによる意見の一致には至りませんでしたが、双方の主張を踏まえた公益案の採決において全会一致で得られた結論ですので、答申を変更する必要はないと考えます。

以上、労使の御意見、公益委員の見解を踏まえまして、「令和８年８月 21 日付け答申どおり決定することが適当である。」という結論としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（一同同意）

○森本会長

ありがとうございます。

それでは、同意をいただきましたので、答申したいと思います。事務局は答申文の準備をお願いします。

（答申文作成）

○森本会長
ただ今から答申を行います。

（会長から局長へ答申文を手交）
（答申文の写しを各委員に配布）

○森本会長
事務局は、答申文の朗読をお願いします。

（賃金指導官が答申文を朗読）

○森本会長
ありがとうございました。
事務局におきましては、改正最低賃金の発効に向けて、手続きを進めていただきますようお願いいたします。
また、行政においては、最低賃金の周知及び履行確保に努めていただくとともに、労使各側の委員の皆様におかれましても、各々の団体等を通じて、改正最低賃金の周知に御協力いただきますようお願いします。
次に、事務局から愛媛県最低賃金改正の効力発生日などについて説明をお願いします。

○賃金室長
本日、愛媛県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関して御審議いただき、答申をいただきましたので、愛媛県最低賃金を「１時間 1,093 円」に改正する手続きを進めてまいります。予定では、９月 17 日付けで官報に公示され、令和８年 11 月１日から効力が発生することとなります。
事務局からは以上です。

○森本会長
これをもって、愛媛県最低賃金専門部会は、その任務を終了しましたので、最低賃金審議会令第６条第７項の規定により、専門部会を廃止したいと思いますが、御異議はございませんか。

（一同同意）

○森本会長
同意をいただきましたので、愛媛県最低賃金専門部会を廃止します。
それでは、議事項番３「その他」に入ります。
事務局から、残りの資料の説明がありますので、お願いします。

○賃金室長
資料 21 ページの資料№.４を御覧下さい。
９月３日までに、全国の地域別最低賃金の改定額が答申されましたことを踏まえ、厚生労働省が発表したものになります。
答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、令和８年 10 月１日から令和８年 12 月２日までの間に順次発効される予定です。
47 都道府県で引上げ額は 54 円から 65 円となっております。引上げ額の内訳を説明しますと、引上げ額 65 円は１県、64 円は１県、63 円は２県、62 円は２県、61 円は４県、60 円は４県で愛媛県も含みます。59 円は５県、58 円は４府県、57 円は７県、56 円は 11 道県、55 円は３県、54 円は３都府県となっています。
改定額の全国加重平均額は 1,177 円で、昨年度の 1,121 円から 56 円プラスとなっています。
全国加重平均額 56 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で２番目の高さです。
最高額 1,280 円に対する最低額 1,085 円の比率は 84.8％と、昨年は 83.4％ですので、この比率は 12 年連続の改善となっています。各県の金額は後ほど御確認下さい。
資料の説明は以上となります。
最後に、今後の審議会の予定だけ、簡単に説明させていただきます。
特定最低賃金についての合同専門部会を９月 25 日（金）開催する予定になっております。その後、それぞれの専門部会を行いますが、本審委員の皆様に関係するところは、10 月 26 日（月）に特定最低賃金の関係をメインとした本審を予定しています。各専門部会で全会一致で結審しなかったものにつきまして、最後の本審で採決することになりますので、開催を予定するものです。
その後、11 月 11 日（水）に、特定最低賃金に関する異議審が開催される可能性があります。異議が無い場合は開催しませんが、日程的に「この日」と決まってしまっているので、日程の確保をお願いします。
事務局からは以上です。

○森本会長

事務局からの説明に関して、御質問等はありませんか。

（発言なし）

○森本会長

それでは本日の議事は全て終了しましたので、以上をもちまして、第５回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。